

「これから書こう」と思っている人が 81%！

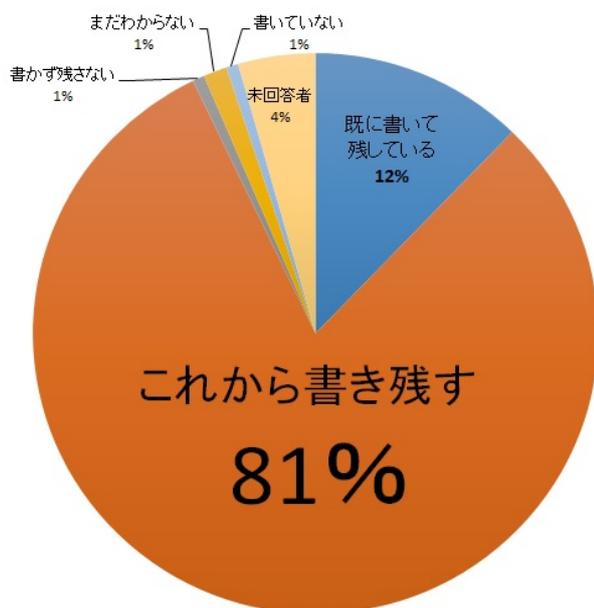
家族が集まるお正月だからこそ エンディングノートで想いを伝えよう！

家族に想いを残す文化を創る「相続診断士」を認定している一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区、代表理事：小川 実)は、平成 27 年 12 月 1 日の「笑顔相続の日」に開催した相続診断士から学ぶシンポジウムにて、笑顔相続ノート（エンディングノート）※1 に関するアンケート調査を実施致しました。その調査結果をご報告します。

【笑顔相続ノート（エンディングノート）とは】※1

笑顔相続ノートは、相続診断協会がオリジナルで発行しているエンディングノートの事です。エンディングノートは、家系図、葬儀の方法、生きていた間の延命治療や介護の方法、その他家族への想いやお世話になった方への感謝など多岐にわたって自由に記入することができます。遺言書と違い法的な効力はありませんが、故人の想いを伝える有効な方法となります。

Q.笑顔相続ノート（エンディングノート）で想いを残したいですか？



81%の人がこれから書き残すと答えました。想いを残すという意志はありますが、88%もの人が書いていないという事実も明らかになりました。エンディングノートという言葉を目にする事は増えましたが、実際にはまだまだ普及していない現状があります。争族と笑顔相続(※2)の分岐点は家族に想いが伝わっているかが大きなポイントとなります。家族の為に、年末にエンディングノートを書き、お正月に話し合ってみてはいかがでしょうか。

■調査概要

- ・アンケート名：笑顔相続ノート（エンディングノート）で想いを残したいですか。
- ・調査方法：会場アンケート
- ・対象：相続診断士から学ぶシンポジウム来場者
- ・有効回答数：294人

【「笑顔相続」とは】(※2)

「相続」が「争族」になってしまうのは、他人事ではありません。遺産が多いから揉めるのではなく、誰でも「争族」になる可能性を持っているのです。最高裁判所の「司法統計年報」（平成22年度）によると、相続分割事件全体の中で、相続税が全くかからない5,000万円以下の遺産分割でもめている件数が、なんと全体の74.2%を占めています。驚くことに、1000万以下で争ってる件数が30%を占めています。何故揉めるのか、どうすれば揉めずに、「笑顔相続」を迎えられるのか、道先案内を相続診断士が行うと共に、その準備の為に生前に話し合う事が親の義務という社会を目指しています。

【「相続診断士」とは】

一般社団法人 相続診断協会が認定している資格であり、全国に21,000名程が合格しています。相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後、不動産等の分けられない財産に身内が揉めたり、多額の相続税で苦勞をすることが多くあります。生前に「弁護士」「税理士」「司法書士」などの専門家に相談出来ればよいのですが、親切で相続に詳しい「専門家」に出会うことは容易ではありません。

一般の方からすると、そもそも誰に相談したら良いのか分からないというのが現状です。

「相続診断士」は、その誰に相談すればいいのか分からないの声に応えるべく、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

【会社概要】

名称：一般社団法人 相続診断協会（<http://www.souzokushindan.com>）
代表者：代表理事 小川 実
所在地：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-13-9-7階
設立：2011年12月

事業内容：笑顔相続の普及活動、エンディングノートの推進、相続診断士検定試験の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介 等

<本件に関するお問合せ先>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当：斎藤

TEL.03-6661-9593・080-5384-1285 FAX.03-6661-1196 MAIL.k-saito@souzokushindan.com